

トラック運転者の睡眠時無呼吸症候群（SAS）スクリーニング検査 助 成 要 領

公益社団法人福島県トラック協会

（助成制度の目的）

福島県トラック協会（以下「協会」という。）に加入する会員事業者（以下「会員」という。）、協会未加入事業者（以下「非会員」という。）に雇用されている運転者に対する睡眠時無呼吸症候群（以下「SAS」という。）のスクリーニング検査を促進するために助成し、労働災害事故防止を図ることを目的とする。

（助成対象者）

会員及び非会員の福島県内（支店、営業所等含）に勤務する運転者とする。
会員は、入会后6ヶ月を経過し、会費の未納がないこと。
非会員は、Gマーク認定事業所に限る。
なお、年度内1事業者50人を限度とする。

（助成対象検査・医療機関）

NPO法人 睡眠健康研究所
NPO法人 ヘルスケアネットワーク普及推進機構
一般財団法人 運輸・交通SAS対策支援センター

（助成対象検査）

助成対象となる検査で保険適用外である次に掲げる検査とする。

第一次検査（簡易アンケートによるチェック、解析、判定）

第二次検査（フローセンサ法やパルスオキシメトリ法等簡易検査）

2 会員は再検査費用も助成対象とする。

（助 成 額）

1 第一次検査・第二次検査費用

NPO法人 睡眠健康研究所

NPO法人 ヘルスケアネットワーク普及推進機構

一般財団法人 運輸・交通SAS対策支援センター

第一次検査費用 1人 1,000円

第二次検査費用 1人 4,000円

2 再検査費用

NPO法人睡眠健康研究所

1人 1,000円

NPO法人ヘルスケアネットワーク普及推進機構

1人 4,000円

（助成予算額）

2,500,000円

（申請受付等）

平成29年4月1日から平成29年12月末日

ただし、予算額に達した場合、その時点で終了とする。

(検査予約・申込方法)

会員、非会員は、事前に協会に確認し、「スクリーニング検査事前申込書（様式1-1）」（以下「事前申込書」という。）に受診者名簿を添付し協会に提出する。

- 2 事前申込書を提出した会員、非会員は、検査を受けようとする指定検査・医療機関に予約し、予約した日より原則1ヶ月以内に検査を受けること。

(検査の受診)

会員、非会員及びスクリーニング検査申込者（以下「申込者」という。）は「スクリーニング検査申込書兼委任状（様式1-2）」に署名捺印し、正本を検査・医療機関に提出し、写しを会員、非会員が保管する。

- 2 会員、非会員は、申込者が申込書兼委任状の写しを求めたときは当該者の欄のみの写しを交付すること。
- 3 検査申込書兼委任状の取扱については、検査・医療機関及び会員、非会員は個人情報保護法に基づき、目的以外利用及び紛失、流出などのないよう充分注意すること。

(助成金の請求)

会員、非会員は、検査終了後、「スクリーニング検査実績報告書（様式1-3）」（以下「実績報告書」という。）と指定検査・医療機関発行の検査費用明細書及び領収書の写しを添付し、協会に提出する。

- 2 協会は、会員、非会員から提出された「実績報告書」を「スクリーニング検査助成金請求書一覧（様式1-4）」に取りまとめ全ト協に請求する。

(提出期限)

平成29年2月28日まで

(助成金の交付)

協会は、助成金申請書の内容を審査し適正と認めたときは申請者に対し、助成金を交付するものとする。

(検査の結果報告)

助成を受けた会員、非会員は、助成金の支払請求の後、3ヶ月を目途にSASスクリーニング検査結果及び精密検査を受診した人についてはその結果について、「スクリーニング検査状況等の報告（様式1-5）」により協会に報告する。

(実施日)

この要領は、平成29年4月1日から実施する。